

未解明記録の解明に向けた更なる具体策

平成26年8月20日
厚生労働省年金局
日本年金機構

未説明記録(約2,100万件)の解明に向けた更なる具体策(案)

記録統合の可能性が高いと考えられる方に対して個別アプローチを行う(※参考資料2 日本年金機構からのアプローチ関連)とともに、過去に年金記録の相談に来られた方の記録の再調査(サンプル調査)を行う。

1. 「未統合記録の持ち主検索事業」で判明した記録のお知らせに未回答である受給者の方への個別アプローチ(案内状、電話、訪問)

- ・平成23年8月から昨年度まで、未統合記録の探索のノウハウを有する職員が、紙台帳検索システムを活用して、その未統合記録の基となった紙台帳の記載から持ち主(基礎年金番号)を探す作業(いわゆる「未統合記録の持ち主検索事業」)を実施。(参考資料2の①参照)

⇒この事業により新たに記録が判明した約23万件について、通知。

- ①回答あり 約12万件 =ご本人のものである旨の回答約9万件 + 別人である旨の回答約3万件 + 精査中約0.5万件
- ②未回答・未送達 約10万件 =未回答約7万件(うち受給者約1.2万人) + 未送達約4万件

注1)未回答の方にはすべて御回答をお願いするお手紙を1回送付している。注2)平成26年5月時点の数値。四捨五入した数値により合計があわないことがある。

- この記録統合の可能性が高い事業において判明記録のお知らせを送付した方で、回答がなく再度案内を送付してもなお未回答の受給者の方に対して、さらに「文書(案内状)勸奨」、「電話勸奨」、「訪問勸奨」による個別アプローチを実施する。

2. 「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ事業」において判明した記録のお知らせに未回答である受給者の方への個別アプローチ(案内状、電話、訪問)

- ・平成22年10月から昨年度まで、紙台帳の記載内容が正しくコンピュータに移し換えられているかを確認するため、紙台帳約6億件とコンピュータ記録約2.5億件を突き合わせる「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ事業」を実施。(参考資料2の②参照)

⇒この事業により新たに記録が判明した約84万件について、通知。

- ①回答あり 約60万件 =ご本人のものである旨の回答約33万件 + 別人である旨の回答約19万件 + 精査中約8万件
- ②未回答・未送達等 約24万件 =未回答約21万件(うち受給者約12万人) + 未送達等約4万件

注1)未回答の方にはすべて御回答をお願いするお手紙を1回送付している。注2)平成26年5月時点の数値。四捨五入した数値により合計が合わないことがある。

- この記録統合の可能性が高い事業において判明記録のお知らせを送付した方で、回答がなく再度案内を送付してもなお未回答の受給者の方に対して、さらに「文書(案内状)勸奨」、「電話勸奨」、「訪問勸奨」による個別アプローチを実施する。

3. 「ねんきん特別便(名寄せ特別便)」に未回答の方に対する定期便での回答のお願いの送付

- ・平成19年12月から平成20年3月までに送付した「名寄せ特別便」に未回答であり、記録統合の可能性が比較的高い加入者の方に対しては、これまで過去3回、御回答をお願いするお手紙を送付。

※ 名寄せ特別便送付対象者数 1,030万人

①うち回答あり	779万人
②うち未回答、未送達	252万人 = 未回答214万人 + 未送達38万人

注)平成26年3月時点の数値。四捨五入した数値により合計があわないことがある。

- 名寄せ特別便に未回答であり記録統合の可能性が比較的高い加入者(対象者数:精査中)の方に対して、「年金事務所にて記録確認をお願いする」等の旨を記載した「ねんきん定期便」を送付する。また、併せて、平成27年10月に予定されている受給資格期間短縮(25年→10年 ※社会保障・税一体改革法の施行と併せて施行)に向けて、加入期間が短い記録であっても、漏れている期間の確認により受給資格が得られる可能性があるため、改めて記録確認の呼びかけなどを実施する。(後掲)

4. 過去に年金事務所に記録の相談に来られたがその時には発見できなかった方の年金記録の再調査(サンプル調査)

(1) 相談記録が「紙保存」のケース

- 平成19年度から平成24年1月(相談事跡管理システムの全国実施前)の間で、紙で年金相談事跡を保存していた年金事務所から、年金記録の確認に関する相談事跡(照会申出書の提出のあったものなど)を約3,000件、サンプル的に抽出し、「紙台帳検索システム」等を用いた照合審査を行い、ご本人のものと思われる未統合記録がないか再度確認を行う。

(2) 相談記録が「電子データ保存」のケース

- 平成19年度から平成23年5月(相談事跡管理システムの試行段階)の間で、試行的に年金相談事跡を電子データとして管理していた一部の先進的な事務所において、年金記録の確認に関する「キーワード(「照会申出書」、「記録確認」)があるもの」について、「紙台帳検索システム」等を用いた照合審査を行い、ご本人のものと思われる未統合記録がないか再度確認を行う。

国民の皆様にご自身の年金記録を確認していただくための更なる取組(※参考資料3 国民の方々からのアプローチ関連)

1. 「ねんきん定期便」や「年金額改定通知」等による記録確認の呼びかけの実施

- 「ねんきん定期便」や「年金額改定通知」等により、年金記録の「もれや誤り」の確認及び「ねんきんネット」の加入・利用について、ご本人への働きかけを行う。

2. ご自身の記録確認および未統合記録を検索できる「ねんきんネット」の利用者拡大のための周知等

- 国民の皆様、「ねんきんネット」によるご自身の年金記録の確認や未統合記録を検索できるサービス(※)などをもっと利用していただくため、年金月間(11月)に本年初めて「**年金の日**」を制定し、「国民一人一人に老後の経済設計に思いを巡らしていただく」ことを呼びかけるとともに、イベントや、金融関係団体等の協力を得て「ねんきんネット」の利用を呼びかける。また、このような取組を進める中で、サービスの改善に努める。

※26年3月末で未統合記録の検案件数 約22万件 うち、検索条件と一致する記録があった件数 約2万件 (参考資料3参照)

- インターネット広告等を活用した周知も実施する。

3. 受給資格期間短縮(25年→10年予定) に向けた短期未統合記録の持ち主(加入者)への呼びかけ等

- 平成27年10月に予定されている受給資格期間短縮(25年→10年 ※社会保障・税一体改革法の施行と併せて施行)に向けて、加入者に対しては、加入期間が短い記録であっても、漏れている期間の確認により受給資格が得られる可能性があるため、制度周知と併せ、改めて記録確認の呼びかけなどを実施する。

- また、平成26年1月「年金記録問題に関する特別委員会報告書」でも指摘されている、少額等の理由により記録統合の申出をされていない可能性がある方も含め、受給者等について、金融関係団体等のご協力も適宜得ながら、記録統合勧奨の呼びかけ等を実施する。

※未解明記録2,078万件(1,621万人)のうち、死亡したもの等の記録と考えられるもの以外の記録1,543万件(1,204万人)の状況(機械的推計)
(平26年3月時点の推計値、平成26年6月 第2回年金事業管理部会資料から抜粋)

- ①その時点の未統合記録の持ち主に関する年齢別の分布推計から、60歳代以上の持ち主の記録は、全体の64.7%。
- ②その時点の未統合記録の加入期間別の分布推計から、1年未満の記録が全体の約54%、1年以上5年未満の記録が全体の約35%

未統合記録(5, 095万件)の解明状況

〈平成26年3月時点〉

人数ベース 1, 382万人

〔 受給者 716万人
被保険者等 666万人 〕

ねんきんネットでの検索(25年1月末)

日本年金機構における紙台帳検索システムを用いた持ち主検索作業(23年8月)

・10年未満の記録についても黄色便を送付(24年6月)
・特別便、定期便が未到達の方に対して直近の住基情報と突合の上、再送付(24年2月)

I 〈解明された記録〉 3, 012万件	(1) 基礎年金番号に統合済みの記録 1, 771万件
	(2) 死亡者に関連する記録及び年金受給に結び付かない記録 1, 241万件 〔 ① 死亡者に関連する記録 689万件 ② 年金受給に結び付かない記録 552万件 〕

II 〈解明作業中 又はなお解明を要する記録〉 2, 083万件	(1) 現在調査中の記録 (ご本人からの回答に基づき記録を調査中) 4万件
	(2) 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録 843万件 〔 ・ご本人から未回答のもの 312万件 ・「自分のものではない」と回答のあったもの 192万件 ・お知らせ便の未到達のもの 52万件 ・その他(注1) 287万件 〕
	(3) 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録 921万件 〔 ~想定される例~ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの 〕
	(4) (1)~(3)の記録と同一人と思われる記録(注2) 314万件

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

(注1)「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等

(注2)(4)は、(1)~(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

コンピュータ記録

基礎年金番号と未統合記録を突合せし、持ち主の可能性のある方に「名寄せ特別便」を送付 (1,030万通送付)
(平成19年12月～平成20年3月)

基礎年金番号に結びついていない未説明記録
2,083万件
(平成18年当時5,095万件)

(1ページの「2.」関連)
②紙台帳検索システムを活用した「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ」
(紙台帳の存在する基礎年金番号保有者7,900万人分)
(平成26年3月末で、処理困難ケースを除いて終了)

(1ページの「1.」関連)
①紙台帳検索システムを活用した「未統合記録の持ち主検索」
(平成26年3月末で、処理困難ケースを除いて終了)

作業イメージ

基礎年金番号で管理されているオンライン記録

上記オンライン記録に収録されている紙台帳

上記オンライン記録から漏れている紙台帳

作業の結果、新たに記録が判明した約84万件に通知(記録判明通知)を送付するも、約24万件が未回答等(うち受給者未回答分約12万件)(平成26年5月末)

突合せ

名寄せ

紙台帳から持ち主を検索

紙台帳6億件分
(コンピュータ記録に紐付いており、紙台帳検索システムで確認可能)

作業イメージ

未説明のオンライン記録

例(※)「ネキン タロウ」(かて収録・漢字なし)

②漢字で名寄せした結果、トシガネ タロウの記録と紐付くことが判明

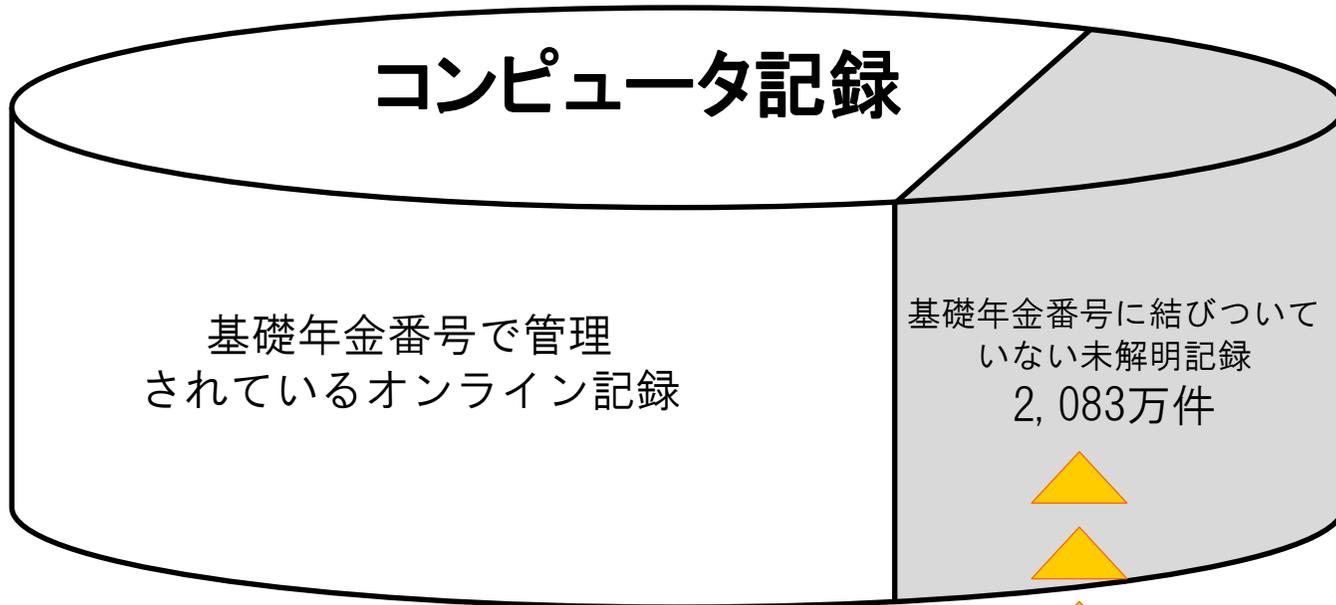
①紙台帳から漢字の情報が新たに判明

未説明のオンライン記録に紐付いている紙台帳

例「年金 太郎」(漢字で収録)

作業の結果、新たに記録が判明した約23万件に通知を送付するも、約10万件が未回答等(うち受給者未回答分約1.2万件)(平成26年5月末)

※ 紙台帳からオンライン記録に移す際に、本来の「トシガネ タロウ」の読み方を誤って「ネキン タロウ」と転記したケース



年金記録照会画面

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウインドウで開きます)

「ねんきんネット」 画面イメージ

年月	年齢	状態
昭和63年度	38歳	未加 未加
平成元年度	39歳	国年 国産
平成2年度	40歳	重複 重
平成3年度	41歳	厚年 厚
平成4年度	42歳	厚年 厚
平成5年度	43歳	厚年 厚
平成6年度	44歳	厚年 厚

「持ち主不明記録検索」ページ

検索条件入力

記録をお探しの方の氏名、生年月日、性別を入力し、【検索】ボタンを押してください。

過去に異なる氏名(旧姓等)や異なる生年月日で届出をした方は、その情報でも検索を行ってください。

氏名 ※必須	漢字 (全角文字)	氏 (※:年鑑)	名 (※:次郎)
カナ ※必須	カナ (全角カナ)	氏 (※:ネンキン)	名 (※:シロウ)
生年月日 ※必須	お選びください 年 月 日 (※:昭和2年3月4日)		
性別 ※必須	<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性		

※全ての項目を入力してください。
※生年月日の入力法は、「昭和2年3月4日」や「昭和02年03月04日」とどちらでも検索結果に変わりはありません。

- インターネットを活用して24時間いつでもご自身の年金記録を確認いただける「ねんきんネット」を23年2月末から実施。
 - 基礎年金番号に結び付いていない記録について、「ねんきんネット」から、氏名・生年月日・性別による検索を行える「持ち主不明記録検索」サービスを平成25年1月末より開始。
- ※ 過去に異なる氏名(旧姓等)や生年月日で届出をされた方、氏名に別の読み方がある方は、その情報でも検索可能。



検索実施件数約22万件、
うち検索条件に一致した件数約2万件(9%)
(平成25年1月末から平成26年3月)